

進路ジャーナル

青森県立森田養護学校

進路指導部 No. 11

令和4年2月25日発行

2月もまもなく終わりです。一頃のような、身を刺すような寒さも、だいぶ緩んできました。今年度も残り1ヶ月ほどとなり、子どもたちは学習のまとめや、次のステップへ向けての学習に励んでいます。

学校でのステージを終え、社会に出ると、これまでとは違ったルール(法律)の中で生活することになります。今回は、卒業後に関係してくる「労働法」や「同窓会」について紹介します。

知って役立つ労働法

「労働法」という言葉を、どこかで耳にしたことがあるのではないのでしょうか? 私たちが、生きがい・やりがいをもって働くことができるよう、働く人を守るための法律です。働くルールである「労働法」を知っておくことが大切です。今回は、労働法の中から、Q&A方式でいくつかご紹介します。

Q1 「仕事に慣れるまでは、時給500円です」と言われました。

これってあり??

A1 現在、最低賃金は500円より高い金額になっているため、万が一、時給500円で働くことに同意しても、それは法律によって無効となり、最低賃金額との差額を請求できます。

会社は働くすべての人に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが決められています。

最低賃金

=都道府県ごとに決められている(青森県:822円)



Q2 「不景気なので、給料を減額します」と言われました。これってあり?

A2 給料、労働時間、仕事の内容など、労働者と会社で交わした約束(労働契約)を、労働者の同意なく不利益に変更することは原則としてできません。会社は、支払うと約束した賃金をきちんと支払わなければならないなりません。

賃金の支払われ方

- ① 労働者本人に
- ② 現金(本人の同意があれば銀行振込も可能)で
- ③ 全額を
- ④ 毎月1回以上一定の期日に

支払わなければならない。

Q3 「旅行に行きたいという理由では、有給休暇は取れません」と言われました。これってあり?

A3 有給休暇は、利用目的を問われることなく取得できます。

ただし、会社の正常な運営を妨げる場合、会社は別の日に休暇を変更させることができます。

いつから有給休暇を取ることができるのか、予め確認しておきましょう。



Q4 工作中にケガをしてしまいました。「治療費は自己負担」と言われました。
これってあり?

A4 仕事が原因のケガは労災保険が適用され、自分で負担する必要はありません。
労働契約の際に、労災保険に加入しているかなど、働いている会社の保険制度に
ついて調べておきましょう。



労災保険

仕事や通勤中のケガ、病気、死亡に対し国が給付を行う制度です。すべての労働者が対象となります。
保険料は全額会社が負担します。

雇用保険

労働者が失業した場合などに、生活や雇用の安定、就職の促進のために「失業等給付等」が支給される。

保険料は労働者と会社の双方が負担します。

健康保険

労働者や家族が病気やケガ、出産や死亡などに際し、必要な医療給付や手当金が支給される制度。

保険料は労働者と会社が半々で負担します。

厚生年金保険

労働者が高齢になったり、ケガや病気で身体に障害が残ったり、遺族が生活に困る場合などに備えた保険です。

保険料は労働者、会社が半々で負担します。

同窓会ってなに?

2月25日、高等部3年生を対象として、同窓会入会説明会が開催されました。その中で説明されたことを紹介します。

【誰もが、障害の有無にかかわらず学び続けることのできる社会】

知らなかったことを知ること、できなかったことができるようになること、そして人や社会とつながることは、人間の根源的な喜びです。障害の有無にかかわらず、すべての人がより良く生きるためにそれぞれが必要とする学習を生涯にわたって継続することのできる社会を形成していくことが必要です。

しかし、障害者にとって、これまで生涯を通して学ぶ機会が十分にあったとは言えない状況です。学校卒業後に、仲間と交流し、日々の悩みを相談しながら、それぞれに合った学習を行う場が非常に限られていること、また、学びの場についての情報が適切に提供される体制はまだ不十分だと言えます。

【養護学校における同窓会の役割】

同窓会では、同じ学校の卒業生が集まり、スポーツやゲームをしたり、余暇活動としてのカラオケを楽しんだり(コロナ前)と、様々な活動に取り組んでいます。仲間とともに、新しいことを学んだり、スポーツや文化芸術活動に親しんだりする他、職業生活に関わる学習を行うなど、生涯の各ライフステージを通じて、就労や生活を支える「学びの場」を提供しているのが同窓会です。